

## 指定確認検査機関及び登録住宅性能評価機関の処分について

平成 18 年 5 月 29 日  
国土交通省住宅局

姉齒元建築士が関与した偽装物件について建築確認を行った指定確認検査機関及び住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関に対し、処分通知を発出いたしましたのでお知らせいたします。処分の内容等は以下のとおりです。

なお、指定確認検査機関の指定の取消し及び業務停止については、建築基準法に基づき、官報に公示されます。

### 記

#### ○ 指定確認検査機関の処分

イーホームズ(株) (国土交通大臣指定第 10 号)	
処分の内容	指定の取消し なお、建築基準法第 77 条の 29 第 1 項の帳簿を国土交通大臣に、同条第 2 項の書類を当該建築物に係る特定行政庁に、国土交通省及び当該特定行政庁と十分に調整した上で確実かつ速やかに引き継ぐこと。
理由	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、重大な過失等により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。このことは、同法第 77 条の 35 第 2 項第 5 号に該当する。
備考	関連する建築基準適合判定資格者の処分 登録の消除:2 名、業務禁止:9 名
日本ERI(株) (国土交通大臣指定第 5 号)	
処分の内容	500 m <sup>2</sup> 超の建築物の確認検査について、平成 18 年 6 月 13 日から 3 ヶ月間の業務停止命令 業務停止期間中に禁止する行為 (1) 確認検査に係る契約を新たに締結する行為 (2) 既に締結した契約の変更により、確認検査の業務を追加する行為 (3) 業務の停止の期間満了後において前各号の行為

	<p>を実施するための見積り、交渉等の行為</p> <p>監督命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務改善計画の提出(平成 18 年 6 月 12 日まで)</li> <li>2 業務の実施に関する定期的な報告</li> </ol> <p>国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。</p>
理由	<p>確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。このことは、同法第 77 条の 35 第 2 項第 5 号に該当する。</p>
備考	<p>関連する建築基準適合判定資格者の処分</p> <p>業務禁止:5 名</p>

(株)東日本住宅評価センター (国土交通大臣指定第 8 号)

処分の内容	<p>監督命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務改善計画の提出(平成 18 年 6 月 12 日まで)</li> <li>2 業務の実施に関する定期的な報告</li> </ol> <p>国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。</p>
理由	<p>確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。このことは、同法第 77 条の 35 第 2 項第 5 号に該当する。</p>
備考	<p>関連する建築基準適合判定資格者の処分</p> <p>業務禁止:1 名</p>

ビューローベリタスジャパン(株) (国土交通大臣指定第 13 号)

処分の内容	<p>監督命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務改善計画の提出(平成 18 年 6 月 12 日まで)</li> <li>2 業務の実施に関する定期的な報告</li> </ol> <p>国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。</p>
-------	---

理 由	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過した。このことは、同法第 77 条の 35 第 2 項第 5 号に該当する。
備 考	関連する建築基準適合判定資格者の処分 業務禁止:1名

( 参 考 )

なお、姉齒元建築士が関与した偽装物件の建築確認を行った(財)日本建築総合試験所(国土交通大臣指定第 4 号)及びUDI確認検査(株)(国土交通省関東地方整備局長指定第 7 号)に対し、今回の事案を受け講じた措置及び講じようとする措置について報告を求める文書を発出した。

○ 登録住宅性能評価機関の処分

ビューローベリタスジャパン(株) (国土交通大臣指定第 84 号)	
処分の内容	改善命令 1 業務改善計画の提出(平成 18 年 6 月 12 日まで) 2 業務の実施に関する定期的な報告 国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。
理 由	国土交通省令で定める基準に適合する方法により評価の業務を行わず、設計住宅性能評価書(耐震等級1、建築基準法適合レベル)を交付した。このことは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 15 条第 2 項に違反する。